

## ▶ Agricultural, Forestry and Fisheries Law Practice Team Newsletter

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業の農林水産法務プラクティス・チームから、ニュースレターをお届けいたします。

当事務所では、2018年に、異なる強みを持つ弁護士4名及びアドバイザー1名の構成により、農林水産法務プラクティス・チームを立ち上げました。同チームでは、海外取引、海外進出（または撤退）支援、複雑な売買やライセンス等の知的財産に関わる契約のドラフト及びレビュー、公正取引委員会等の当局対応のほか、農林水産分野に関わる訴訟・仲裁、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めています。



## 地理的表示保護制度（後半）

| Page 1/4 |

2020年4月 No.AFFL\_005

### EPA による相互保護

#### 1. 2016年改正

TPP 関連法案として、GI 法が以下のとおり改正された。

##### (1) 相互保護

外国の GI 制度が我が国の GI 制度と同等の水準にあると認める場合、条約等の国際約束を締結することにより、相互に地理的表示を保護すること（相互保護）が可能になった。

これにより、我が国の地理的表示は、外国で地理的表示の登録申請をせずに、当該外国の GI 制度の下で外国産品と同等の条件でその保護を受けることができる。

同様に、我が国に輸入された外国産品の地理的表示は、GI 法上の登録申請手続によらずに、GI 法の保護を受けることができる。具体的には、農林水産大臣の指定を受けた外国産品は GI 法の登録を受けた地理的表示とみなされるため、不正使用された場合、GI 法に基づく農林水産大臣の措置命令が発動され、不正使用した者には刑罰が科される。ただし、相互保護とはいえ、外国産品には GI マークを使用することができないので留意が必要である。

相互保護の導入を受け、農林水産省は、2017年3月にタイ王国商務省知的財産局と、同年6月にベトナム社会主義共和国知的財産庁と、それぞれ地理的表示の相互保護に向けた協力を開始することについて合意した<sup>[1]</sup>。また、後記3のとおり、日 EU・EPA の発効により、日本側 48 産品、EU 側 71 産品について相互保護が始動した。これにより、これらの国・地域内でも日本の地理的表示産品（以下「GI 産品」という）の模倣品の排除が可能となり、国際的にも我が国農林水産物のブランド化の推進や輸出促進といった効果が期待できる。

##### (2) 輸入業者に対する取締り

相互保護により地理的表示のブランド価値が高まると、日本の地理的表示が付された模倣品が我が国へ輸入されるおそれもある。このため、GI 法を改正し、地理的表示又は GI マークが不正に使用された輸入産品の譲渡、譲渡の委託、又は譲渡のための陳列は地理的表示の不正使用にあたることとした。

#### 2. 2018年改正

2018年3月、日 EU・EPA の適確な実施を確保するため、GI 法が以下のとおり改正され、2019年2月1日から施行されている。

##### (1) 先使用期間の制限

元々無制限に認められていた先使用権の保護期間は、原則として7年に制限された（前半「GI 制度」4(2)③）。

##### (2) 広告等の規制

広告・インターネット等のサービスの名称使用についても規制され（前半「GI 制度」4(1)(2)）、その結果、広告やインターネットの販売サイトや外食メニューでの地理的表示の使用が禁止されることになった。また、消費者に真正の GI 産品と誤認させるおそれのある表示が規制された。例えば、他県産のメロンに夕張市の地図等を付け、消費者に真正の「夕張メロン」と誤認させるような表示を行うことは、「夕張メロン」という GI 産品の侵害となる可能性がある。

#### 3. 日 EU・EPA の発効

##### (1) 相互保護を行う GI 産品について

前記 1(2) で述べたとおり、日 EU・EPA の発効により、日本側 48 産品、EU 側 71 産品を相互に保護することが合意された。EU 側の指定産品の内訳をみると、酪農製品が 27 品目、食肉製品が 14 品目、食用油脂が 10 品目、生鮮・水産が 6 品目、菓子類が 5 品目、その他加工品等が 9 品目である<sup>[2]</sup>。その中には、日本で馴染みのあるチーズや生ハムが含まれる。

##### (2) 保護される地理的表示

前記 2(2) のとおり、広告・インターネット等のサービスの名称使用も規制されることとなったが、EU の指定産品には日本でも馴染みのある産品も含まれることから、これらを取り扱う業者において地理的表示の侵害（以下「GI 侵害」という）がないかの確認は必須であろう。以下、いかなるケースが GI 侵害になるのかを紹介する。

[1] 農林水産省とタイ王国商務省知的財産局との相互保護については、<http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/chizai/170322.html> 参照。農林水産省とベトナム社会主義共和国知的財産庁との相互保護については、<http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/chizai/170602.html> 参照。

[2] 農林水産省食料産業局「地理的表示法について－特定農林水産物等の名称の保護に関する法律－」（[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi\\_act/outline/attach/pdf/index-212.pdf](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/outline/attach/pdf/index-212.pdf)（2020年3月30日更新版））19頁

- ① まず、明細書の内容に沿わない商品については、地理的表示を付すことができない。例えば、「Jamón de Teruel / Paleta de Teruel ハモン デ テルエル / パレタ デ テルエル」(スペイン)は、明細書に、原材料は「スペインのテルエル県の農場で飼育されたランドレース種の雌豚で、テルエル県内にある施設で食肉処理された豚」と指定されている。このため、他国やスペインの他の地域で飼育された豚の生ハムに「Jamón de Teruel / Paleta de Teruel」を使用することはGI侵害となる。また、テルエル県の農場で飼育されたランドレース種の雌豚を原材料とする場合であっても、他国・他地域で食肉処理した生ハムに「Jamón de Teruel / Paleta de Teruel」を使用することも同様にGI侵害となる<sup>[3]</sup>。
- ② また、ゴーダチーズは世界中で製造されているため、「ゴーダチーズ」という名称自体は普通名称としてGI法の保護は及ばないとされた。しかし、オランダ以外の国で製造されたゴーダチーズにオランダの国旗等を付ける場合は、消費者に真正の「Gouda Holland (ゴーダホラント) (オランダ)」と誤認させるような名称を使用したとしてGI侵害となりうる<sup>[4]</sup>。
- ③ さらに、明細書に沿わない商品は、真正の産地を記載していたとしてもGI侵害となる。加工品に真正の産地を記載している場合も同様である。例えば、「北海道産ゴルゴンゾーラ」のように、「北海道産」という真正の産地を記載している場合であっても、明細書に定められた産地外で生産したチーズに「ゴルゴンゾーラ」の名称を使用することは「Gorgonzola (ゴルゴンゾーラ)」(イタリア)のGI侵害となる。「北海道産ゴルゴンゾーラを使用したチーズケーキ」というように加工品に真正の産地を記載する場合も同様である<sup>[5]</sup>。
- ④ その他、明細書に沿わない商品については、(i) 翻訳、音訳である場合もGI侵害となる。例えば、指定産品である「Prosciutto Toscano (プロシュット トスカーノ)」(イタリア)の翻訳である「トスカーノハム」、「Φέτα (フェタ)」(ギリシア)の英訳である「Feta」の使用はGI侵害となる<sup>[6]</sup>。また、(ii) ~種、~タイプ、スタイル等の表現を伴う場合であっても、GI侵害となる。例えば、「ゴルゴンゾーラへのオマージュを含めた国産ブルーチーズ」は「Gorgonzola (ゴルゴンゾーラ)」(イタリア)のGI侵害となる<sup>[7]</sup>。

### (3) 保護の対象外となった地理的表示<sup>[8]</sup>

他方で、GI法の指定産品であっても、以下の地理的表示については、日本の市場の流通実態等を踏まえ、GI法の保護の対象外とされた。

- ① まず、我が国において普通名称と認識されているチーズの名称については、真正品との誤認混同が生じない限り、GI法の保護の対象外とされた。即ち、「Brie de Meaux (ブリー ド モー)」(フランス)、「Camembert de Normandie (カマンベール ド ノルマンディ)」(フランス)、「Mozzarella di Bufala Campana (モッツァレラ ディ ブファラ カンパーナ)」(イタリア)、「Gouda Holland (ゴーダホラント)」(オランダ)の下線部分は、真正品との誤認混同が生じない限り、引き続き使用できる<sup>[9]</sup>。例えば、「北海道産カマンベール」にはGI法の保護が及ばないが、「ノルマンディ風カマンベール」は「Camembert de Normandie (カマンベール ド ノルマンディ)」(フランス)と誤認混同するおそれがあるため、GI侵害となる<sup>[10]</sup>。

- ② 次に、イタリア産チーズである「Grana Padano (グラノ パダーノ)」、「Pecorino Romano (ペコリーノ ロマーノ)」、「Pecorino Toscano (ペコリーノ トスカーノ)」という名称は複数の語で構成されているが、その一部の単語(例えば「グラナチーズ」「ペコリーノチーズ」、「ロマーノチーズ」)については、我が国の需要者の認識を踏まえ、類似名称とはみなさず、GI法の保護の対象外とすることが確認された<sup>[11]</sup>。
- ③ また、「パルメザン」は、日本の流通実態を踏まえ、指定産品であるイタリア産の「Parmigiano Reggiano (パルミジャーノ レッジャーノ)」とは別のチーズとして取り扱うこととなり、GI法の保護の対象外とされた<sup>[12]</sup>。このため、「パルメザンチーズ」という名称は、「Parmigiano Reggiano」と誤認混同するおそれがない限り、GI侵害とはならない。
- ④ さらに、品種名称として同一名称が使用されている産品については、品種を示すために当該名称を使用する場合はGI法の保護の対象外とされた。例えば、スペイン産オレンジである「Cítricos Valencianos / Cítrics Valencians (シトリコスバレンシアノス / シトリックスバレンシアンズ)」は指定産品であるが、指定産品ではないオレンジに品種名として「バレンシア」を使用することはできる<sup>[13]</sup>。

### (4) その他

明細書にチーズの生産のみならず加工や包装等についても特定の地域で行う旨の規定があるにもかかわらず、日本国内で販売するために、日本国内でカット、スライス、包装が行われてきたチーズがある。例えば、「Roquefort (ロックフォール)」(フランス)は、その明細書には、熟成・保管、カット、調整、販売前の事前包装及び包装を行うべき地域として、ロックフォール=シュル=スールゾンの自治体と明記されているが<sup>[14]</sup>、日本国内での販売目的のため、日本国内でカット等が行われてきた。このようなチーズについては引き続き日本国内で加工等行うことができるようにするため、日EU・EPA発効後7年間の調整期間が設けられ、双方でその取扱い方針について協議することとなっている<sup>[15]</sup>。

---

- [3] 農林水産省食料産業局知的財産課「日EU・EPAにおける地理的表示(GI)の取扱いについて」(平成31年2月)  
([https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi\\_act/outline/attach/pdf/index-208.pdf](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/outline/attach/pdf/index-208.pdf)) 14頁
- [4] 農林水産省食料産業局・前掲注3・16頁
- [5] 農林水産省食料産業局・前掲注3・17頁
- [6] 農林水産省食料産業局・前掲注3・18頁
- [7] 農林水産省食料産業局・前掲注3・19頁
- [8] 2017年12月農林水産省食料産業局「日EU・EPA(GI分野)の概要」
- [9] 農林水産省食料産業局・前掲注3・24頁
- [10] 農林水産省食料産業局・前掲注3・24頁
- [11] 農林水産省食料産業局・前掲注3・25頁
- [12] 農林水産省食料産業局・前掲注3・26頁
- [13] 農林水産省食料産業局・前掲注3・26頁
- [14] 農林水産省「指定の公示について」(指定番号第19号) Roquefort (ロックフォール) [http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi\\_act/designation2/19.html](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/designation2/19.html)
- [15] 農林水産省食料産業局・前掲注3・15頁

## まとめ

日 EU・EPA の発効により、我が国でも馴染みのある欧州産の生ハムやチーズの地理的表示が日本においても保護されることになった。商品やサービス分野で類似商品に地理的表示を使用することは、協定開始（2019年2月1日）から7年間は許容されるが、それ以降は、不正使用となり、農林水産大臣の措置命令が発動され、不正使用した者には刑罰が科される。いかなる名称使用が GI 侵害に該当するかの判断は必ずしも容易ではない。GI 侵害を避けるためには、EU の指定製品の明細書の内容を詳細に確認することが必要であり、場合によっては、弁護士などの専門家に相談することが望ましい。

執筆責任者：弁護士 及川富美子

(<https://www.aplaw.jp/lawyers/fumiko-oikawa/>)



他プラクティスグループのニューズレターも配信しております。  
配信を希望される方は下記メールアドレス宛にご連絡ください。

広報部宛 [prcorestaff@aplaw.jp](mailto:prcorestaff@aplaw.jp)

※お名前、部署、役職をご明記ください。

また、下記の一覧よりご興味ある分野をお選びください。

### 【日本語】

- ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス
- ベトナムビジネス
- インドビジネス
- 再生可能エネルギー
- 農林水産
- イノベーション／テクノロジー
- その他（ご興味のある分野をご教示ください。）

### 【英語】

- ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス

## Author(s) / Contacts

### 弁護士 臼井 康博 (パートナー、東京弁護士会)



慶應義塾大学法学部法律学科 平成 16(2004) 年卒業  
米国ペンシルベニア大学ロースクール (LL.M.) 平成 27(2015) 年卒業  
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 (2007 年～)  
種子・農薬メーカー出向 (2016 年～ 2017 年)  
クールジャパン機構出向 (2017 年～ 2018 年)

E-mail: [yasuhiro.usui@aplaw.jp](mailto:yasuhiro.usui@aplaw.jp)

[> View Profile](#)

### 弁護士 宮塚 久 (パートナー、第二東京弁護士会)



京都大学法学部 平成 6(1994) 年卒業  
西村あさひ法律事務所 (2007 年～ 2017 年)  
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 (2017 年～)

E-mail: [hisashi.miyatsuka@aplaw.jp](mailto:hisashi.miyatsuka@aplaw.jp)

[> View Profile](#)

### 弁護士 藤本 豪 (パートナー、第二東京弁護士会、ニューヨーク州 / カリフォルニア州弁護士 (インアクティブ))



東京大学法学部 平成 7(1995) 年卒業  
米国ペンシルベニア大学ロースクール (LL.M.) 平成 22(2010) 年卒業  
上海盛沃律師事務所 (2012 年～ 2013 年) 北京市大成律師事務所 上海分所 (2013 年～ 2014 年)  
西村あさひ法律事務所 (2014 年～ 2017 年)  
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 (2017 年～)

E-mail: [go.fujimoto@aplaw.jp](mailto:go.fujimoto@aplaw.jp)

[> View Profile](#)

### 弁護士 及川 富美子 (パートナー、第一東京弁護士会、ニューヨーク州弁護士) [執筆責任者]



学習院大学法学部 平成 9(1997) 年卒業  
同大学院 平成 12(2000) 年卒業  
米国ミシガン大学ロースクール (LL.M.) 平成 25(2013) 年卒業  
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 (2003 年～)  
Mayer Brown LLP (New York) (2013 年～ 2014 年)

E-mail: [fumiko.oikawa@aplaw.jp](mailto:fumiko.oikawa@aplaw.jp)

[> View Profile](#)

本ニュースレターに関する一般的なお問合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 農林水産法務プラクティスチーム  
弁護士 臼井 康博

Tel: 03-5501-2111 / E-mail: [cpg\\_affl@aplaw.jp](mailto:cpg_affl@aplaw.jp)

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。